

## D X 推進試作開発助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人にいがた産業創造機構理事長（以下「理事長」という。）は、県内企業のDXを実現するために必要なソリューションを開発・供給することを目的に、県内企業のデジタル化に資する製品（ソフトウェアを含む。）やサービス（以下「製品・サービス」という。）の開発・実証の取組み（以下「助成事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付する。その交付に関しては、公益財団法人にいがた産業創造機構助成金等交付要綱（平成15年4月1日制定。以下「機構要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付基準)

第2条 この助成金は、予算の範囲内において、別記に定める基準により交付するものとする。ただし、別記に定める助成対象者となる事業者は、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (4) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(交付の条件)

第3条 この助成金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付する。

- (1) この助成金とは別に、公益財団法人にいがた産業創造機構（以下「機構」という。）、国、県、市町村又はその他団体から助成金等が支出されている事業ではないこと。
- (2) 経費の配分の変更（第7条に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、理事長の承認を受けること。
- (3) 事業の内容の変更をする場合には、理事長の承認を受けること。
- (4) 助成事業を中止し、又は廃止する場合には、理事長の承認を受けること。
- (5) 助成事業が完了予定日までに完了しないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかに理事長に報告してその指示を

受けること。

- (6) この助成金により取得した資材・機材等を事業の完了によって処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の一部を機構に納付させることがあること。
- (7) この助成金により取得し、又は効用の増加した財産を理事長の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又はその一部を機構に納付させることがあること。
- (8) この助成金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、助成事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (9) 助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及びその証拠書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならないこと。
- (10) 助成事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。
- (11) 助成事業完了後も事業化の状況などを5年間報告しなければならないこと。

(交付申請書)

第4条 助成金の交付の申請をしようとする者は、別記第1号様式の交付申請書を理事長に提出すること。また、交付決定額の変更を申請しようとする場合は、別記第2号様式によるものとする。

(交付の決定)

第5条 理事長は、前条に基づき交付申請書の提出があったときは、助成金交付の可否及び交付決定額を決定のうえ、申請者に通知する。

(変更の承認申請)

第6条 助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、第3条第2号又は第3号の規定により理事長の承認を受けようとする場合には、別記第2号様式による変更承認申請書を理事長に提出すること。

(軽微な変更の範囲)

第7条 第3条第2号に規定する経費の配分に係る軽微な変更は、別記に掲げる助成対象経費の経費区分欄に掲げる各経費相互間のいずれか低い額の20パーセント以内の配分変更とする。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第8条 助成事業者は、第3条第4号の規定により理事長の承認を受けようとする場合には、別記第3号様式による事業中止（廃止）承認申請書を理事長に提出すること。

(事業が完了予定日に完了しないと見込まれる場合等の報告)

第9条 第3条第5号の規定により理事長の指示を求める場合には、速やかに別記第4号様式による助成事業遅延等報告書を理事長に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第10条 機構要綱第7条の規定による期日は、助成金の交付決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(状況報告)

第11条 助成事業者は、理事長から助成事業の遂行状況の報告を求められたときは、別記第5号様式による助成事業遂行状況報告書を理事長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第12条 助成事業者は、別記第6号様式の実績報告書を、助成事業が完了したとき又は第3条第4号の規定により助成事業の廃止の承認を受けたときは、その日から20日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに理事長に提出しなければならない。ただし、理事長が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(助成金の支払)

第13条 助成金は、機構要綱第13条の規定による額の確定後に支払うものとする。

2 助成金の支払を受けようとする者は、別記第7号様式による請求書を理事長に提出しなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第14条 機構要綱第19条第4号及び第5号に規定する理事長が定める財産は、この助成金により取得し、又は効用の増加した財産で、その取得価格又は効用の増加価格が1件50万円(税抜)以上のものとする。

2 機構要綱第19条ただし書に規定する理事長が定める期間は、助成事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(昭和53年8月通商産業省告示第360号)の別表の一の項に定める処分制限期間とする。

3 機構要綱第19条の規定による理事長の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第8号様式を理事長に提出しなければならない。

(事業化等の状況報告)

第15条 第3条第11項の規定による事業化等の状況報告は、別記第9号様式のとおりとし、助成事業の完了した年度の終了から1年経過毎に5年間、4月20日までに理事長に提出しなければならない。

(成果の発表)

第16条 機構は、助成事業者に対し、必要に応じて成果等の発表を求めることができる。

附則

この要綱は、令和3年4月26日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月10日から施行する。

## 別記 交付基準

### 【助成対象者】

製品・サービスを開発する者、製品・サービスの顧客(ユーザ)となる者等で構成する共同事業体(コンソーシアム)を事業主体とし、助成金の交付先は共同事業体の代表者とする。大学、研究機関等が共同事業体に参加することは必須ではない。

なお、共同事業体の代表者は次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 県内に主たる事業所があること。
- (2) 製品・サービスを開発する者であること。

### 【助成対象経費】

経費区分	内 容
人件費	事業に従事する者の直接作業時間に対して支払われる人件費(給与その他手当)
謝金	専門家謝金
旅費	事業従事者や専門家の交通費、日当、宿泊費
備品費	事業の遂行に必要な機械器具で、原則として借用(リース)が不可能な場合で、単価50万円未満(税抜)のもの。ただし、事業実施に付随する必要最小限とすること。
開発費	原材料費、外注費、役務費、使用料及び賃借料、消耗品費※、資料購入費
調査分析費	マーケティング調査費、モニター調査分析費
雑費	報告に必要な資料作成費
その他	内容については事前に協議すること。

※ 消耗品は取得価格が5万円(税込)未満のもの

<助成対象外経費>

- ・間接経費(消費税、振込手数料等)
- ・会議費、消耗品費等のうち、開発とは無関係な事務的経費
- ・研究開発の委託において委託先の資産となる経費
- ・事業内容に当然備えているべき機器・備品等(机・椅子、書棚等の什器類、事務機器等)、不動産、機械装置等を購入する場合のほか、本事業とは無関係な経費

### 【助成率等】

助成率	助成上限額
2分の1以内	1件当たり5,000千円

### 【助成事業の実施期間】

交付決定日から翌年の2月末までの間であること。